

報告第9号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率
の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、
令和6年度健全化判断比率を監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和7年9月1日 提出

小浜市長 杉 本 和 範

令和 6 年度 健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.41)	— (18.41)	11.7 (25.0)	79.5 (350.0)

- 備考
- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がない為、算定されません。
 - 2 括弧内は早期健全化基準を記載。

報告第10号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における資金不足比率の
報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、
令和6年度資金不足比率を監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和7年9月1日 提出

小浜市長 杉 本 和 範

令和6年度 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
産業団地整備事業特別会計	—	20.0

備考 資金不足比率については、資金不足額がない為、算定されません。